

神戸市健康科学研究所における研究活動上の不正行為防止に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、神戸市健康科学研究所（以下、「研究所」という。）における研究者の研究活動上の不正行為を防止し、及び研究活動上の不正行為が行われ、又はその恐れがある場合に厳正かつ適切に対応するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「研究活動上の不正行為」とは、次のものをいう。

- (1) 研究者等が研究活動を行う場合における、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意事項を著しく怠ったこと（以下、「故意等」という。）によるものである。具体的には投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいう。さらに二重投稿や不適切なオーサiershipも不正行為とする。
 - ①捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
 - ②改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - ③盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
 - ④二重投稿 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。
 - ⑤不適切なオーサiership 論文著作者が適正に公表されないこと。
- (2) (1)以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。

(最高管理責任者)

第3条 研究所に、研究活動上の不正行為の防止について研究所全体を統括し最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）を置く。

2 最高管理責任者は、所長をもって充てる。

(統括管理責任者)

第4条 研究所における研究活動上の不正行為の防止等に関しては、第1 衛生研究部長が統括し、研究活動上の不正行為が行われ、又はその恐れがある場合には、関係の部長・副部長等と連携して厳正かつ適切に対応する。

(各部長の責務)

第5条 各部長は、当該部における研究活動上の不正行為の防止等（研究倫理教育を含む。）に関し統括し、第13条の規定による通知を受けたときは、第14条に定める予備調査を実施するなど適切に対処しなければならない。

(研究倫理教育責任者)

第6条 不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進することを目的として、研究倫

理教育を行うため、研究倫理教育責任者を置く。

- 2 研究倫理教育責任者は、第2衛生研究部長をもって充てる。
- 3 研究倫理教育責任者は、所属する全ての研究者を対象に定期的に研究倫理教育を実施しなければならない。
- 4 研究倫理教育の企画・改善などの審議等は部長会でおこなうこととする。

(研究者の責務)

第7条 全ての研究者は、高い倫理性を保持しなければならない、研究活動上の不正行為を行ってはならない。また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 全ての研究者は、この規程及びこの規程に基づく各部長の指導等に従うとともに、第14条 から第22条までに定める調査等に協力しなければならない。
- 3 全ての研究者は、研究者倫理及び研究活動にかかる法令等に関する研修を受講しなければならない。

(研究データの保存)

第8条 研究者は、次の各号に示すとおり研究データを保存し必要な場合に開示する義務を負うものとする。

- (1) 実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を実験ノートなどの形で記録に残すことが強く推奨される。実験ノートには、実験等の操作のログやデータ取得の条件等を、後日の利用・検証に役立つよう十分な情報を記載し、かつ事後の改変を許さない形で作成しなければならない。実験ノートは研究活動の一次情報記録として適切に保管しなければならない。
- (2) 論文や報告等、研究成果発表のもととなった研究資料（文書、数値データ、画像など）は、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存しなければならない。保存に際しては、後日の利用・参照が可能となるようにメタデータの整備や検索可能性、追跡可能性の担保に留意すべきである。
- (3) 資料（文書、数値データ、画像など）の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後5年間とする。電子化データについては、メタデータの整理・管理と適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存する。なお、紙媒体の資料等についても少なくとも5年の保存が望ましいが、保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合には、合理的な範囲で廃棄することも可能とする。
- (4) 試料（実験試料、標本）や装置など「もの」については、当該論文等の発表後5年間保存することを原則とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの（例：不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料）や、保存に多大なコストがかかるもの（例：生物系試料）についてはこの限りではない。
- (5) 部長は各部の研究者の転出や退職に際して、当該研究者の研究活動に関わる資料のうち保存すべきものについて、バックアップをとって保管する、ないしは、所在を確認し追跡可能としておく、などの措置を講ずる。部長の転出や異動に際して、所長はこれに準じた措置を講ずる。

- (6) 個人データ等、その扱いに法的規制があるものや倫理上の配慮を必要とするものについては、それらの規制やガイドラインに従う。また、特定の研究プロジェクトに関して成果物の取扱いについて資金提供機関との取り決め等がある場合にはそれに従う。

(告発の受付体制)

第9条 研究所における研究活動上の不正行為に関する告発（研究所の研究者による告発のみならず、外部の者によるものを含む。以下同じ。）を受け付け、又は告発の意思を明示しない相談を受けるための窓口を第1 衛生研究部管理グループと信頼性確保部門（以下、併せて「事務部門」という。）に設置する。

(告発等の方法)

第10条 告発等は、書面（ファックス、電子メールを含む。）を受付窓口へ提出もしくは送付し、又は電話もしくは面談により行うものとする。

2 原則として、告発は顕名によるものとし、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。

- (1) 研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又はグループ等の氏名又は名称
- (2) 研究活動上の不正行為の具体的内容
- (3) 研究活動上の不正行為の内容を不正とする合理的理由

3 前項にかかわらず、匿名による告発があった場合、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

4 告発の意思を明示しない相談を受けた場合、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否かを確認するものとする。

5 受付窓口は、第2項各号の内容の一部又は全部に不備があるときは、当該書面の補正について指示することができる。

6 受付窓口は、告発等を受け付けたときは、速やかに最高管理責任者に報告するとともに、告発等を受け付けた旨を、当該告発等を行った者（以下「告発者」という。）に通知するものとする。この場合において、受付窓口は、当該告発者に対し、更に詳しい情報の提供もしくは当該告発等に基づいて行う調査等への協力について依頼することができる。

7 最高管理責任者は、直ちに本件について統括管理責任者に調査の指示等を行うものとする。

8 受付窓口は、当該告発等の対象に他機関に所属する者が含まれる場合又は当該告発等の対象もしくは内容が研究所に該当しない場合は、当該他機関の長に当該告発等を回付する。ただし、研究所に該当しない場合にあっては、告発者に回付先その他必要な事項を通知し、その同意を得るものとする。

9 第1項及び第2項に定めるもののほか、最高管理責任者は、報道により、又は学会、他機関から研究活動上の不正行為が指摘された場合にも、第1項の告発等があったもの

とみなすことができる。又、不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている（不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする合理性が示されている場合に限る。）ことを、最高管理責任者が確認した場合、第 1 項の告発等があったものとみなすことができる。

（告発等の取扱い）

第 11 条 告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む。）を受け付けた場合は、告発等の受付から 30 日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の可否を判断するとともに、当該調査の可否を配分機関に報告する。

（秘密漏洩の防止）

第 12 条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も同様とする。

2 告発を受け付ける場合、個室で面談を行い、電話や電子メールなどを窓口の担当職員以外に漏洩しないなど、告発内容や告発者の秘密を守るため適切な方法を講じるものとする。

3 最高管理責任者は、告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意思に反して調査関係者以外に漏洩しないように努めるものとする。

4 最高管理責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

5 最高管理責任者、統括管理責任者又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

（告発等に係る事案の調査）

第 13 条 統括管理責任者は、第 10 条第 7 項の規定による指示を受けたときは、当該各部長に通知するとともに、次条から第 22 条までに定めるところにより、当該告発等がなされた事案について、必要な調査等を行わせるものとする。ただし、第 10 条第 4 項又は第 9 項の規定により告発等に準じて取り扱うこととされたものについて、第 10 条第 7 項の規定による指示を受けたときは、統括管理責任者が必要と認める場合に限り、当該各部長に通知し、及び必要な調査を行わせるものとする。

2 前項に定めるもののほか、統括管理責任者は、第 10 条第 7 項の規定による指示を受けた場合において、当該告発等の内容が不正行為が行われようとしている又は不正行為を求められているものであるときは、速やかに前項の規定による調査等を行わせ、相当の理由があると認めるときは、当該告発等の対象となっている研究者（以下、「被告発者」という。）に警告を行うものとする。

(告発等に係る事案の予備調査)

第 14 条 統括管理責任者は、第 10 条第 7 項の規定による指示を受けたときは、当該指示を受けた日から概ね 30 日以内に、被告発者の所属する部（以下、「当該各部」という。）の長（当該各部長が告発等の対象に含まれているときは、告発等の対象に含まれていない、これに代わる者とする。以下同じ。）に、次の各号に掲げる事項について予備調査を行わせ、その調査結果の報告を受けるものとする。

- (1) 当該告発等がなされた研究活動上の不正行為が行われた可能性
- (2) 第 10 条第 2 項第 3 号の規定により示された合理的理由と当該告発等がなされた研究活動上の不正行為との関連性
- (3) 告発等がなされた研究の公表から告発等がなされるまでの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料その他研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間等を超えるか否か
- (4) その他必要と認める事項

2 前項に定めるもののほか、当該各部長は、次の各号に掲げる事項を当該調査結果の報告と同時に統括管理責任者に通知するものとする。

- (1) 次条の規定による調査の要否
- (2) 第 25 条の規定による措置に関する意見等
- (3) 研究活動上の不正行為が行われていない可能性が高いと認められるときは、当該告発等が悪意に基づくものである可能性。本規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

3 当該各部長は、第 1 項の予備調査の実施に関し、告発者、被告発者その他関係者に対し、必要な協力等を求めることができる。

4 前項の協力を求められた告発者、被告発者その他関係者は、誠実にこれに協力しなければならない、正当な理由なくこれを拒絶することができない。

5 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯・事情も含め、不正行為の問題として調査すべきものか否かを調査し、判断するものとする。

(本調査)

第 15 条 統括管理責任者は、前条の予備調査の結果等に基づき、当該告発等がなされた事案について、更に本格的な調査（以下、「本調査」という。）をすべきか否かを速やかに決定する。この場合において、必要と認めるときは、当該各部以外の研究者で、当該告発等の対象となっている研究分野の研究者に対し、意見等を求めることができる。

2 前項の場合において、統括管理責任者は、本調査を行うことを決定したときは、速やかに、最高管理責任者に報告し、調査委員会を設置する。告発された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定

されないよう周到に配慮する。

- 3 統括管理責任者は、本調査を行うことを決定したときは、その旨を告発者及び被告発者に通知し、調査への協力を求めるとともに、被告発者が調査機関以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。当該告発等に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分を受けた機関（以下、「資金配分機関」という。）等及び資金配分機関が文部科学省の所管である場合には文部科学省に通知する。
- 4 統括管理責任者は、本調査を行わないことを決定したときは、速やかに、最高管理責任者に報告し、理由を付してその旨を告発者及び被告発者に通知する。この場合、統括管理責任者は予備調査にかかる資料を保存し、告発者の求めに応じて開示するものとする。
- 5 統括管理責任者は、本調査実施の決定後、概ね 30 日以内に本調査を開始する。
- 6 統括管理責任者は、前条の予備調査の結果、当該告発等が悪意に基づくものと判断されたときは、告発者が所属する部又は他機関の長にその旨を通知する。
- 7 統括管理責任者は、第 4 項又は第 6 項に定める通知を受けた告発者等から当該調査の結果について異議の申出があったときは、必要に応じて前条の予備調査について、当該各部長に再調査を求めることができる。

（調査委員会）

第 16 条 本調査にあたっては、研究所に属さない外部有識者（以下、「外部委員」という。）を含む調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会の委員の半数以上は外部委員とし、全ての委員は告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。
 - (1) 所長
 - (2) 統括管理責任者
 - (3) 所内の当該告発等の対象となっている研究分野の研究者 若干名
 - (4) 当該告発等の対象となっている研究分野の外部委員 若干名
 - (5) その他委員長が必要と認める者

（告発者等への通知）

第 17 条 統括管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員の所属及び氏名を告発者及び被告発者に通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた告発者及び被告発者は、当該通知を受けた日から 7 日以内に異議申立をすることができる。
- 3 前項の異議申立があった場合、統括管理責任者はその内容を審査し、必要と認めるときは、当該異議申立に係る委員を交代させる。
- 4 統括管理責任者は、前項の審査の結果並びに委員を交代させたときは当該調査委員の所属及び氏名を告発者及び被告発者に通知する。

(調査方法)

第 18 条 調査委員会における調査は、当該告発等において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他の資料の精査及び関係者のヒアリングにより行い、必要に応じ、被告発者に対して必要資料の提出を求め、これに基づく調査等を行うものとする。

- 2 前項の調査に際しては、被告発者に対し、弁明の機会を与えなければならない。
- 3 被告発者は、前項の弁明の機会において、当該告発等の内容を否認するときは、当該研究が適正な方法及び手続に則って行われたこと並びに当該論文等がそれに基づいて適切な表現により記載されたものであることを、根拠を示して説明しなければならない。
- 4 調査委員会は、第 1 項の調査等の実施に関し、告発者、被告発者その他関係者に対し、必要な協力等を求めることができる。
- 5 前項の協力を求められた告発者、被告発者その他関係者は、誠実にこれに協力をしなければならない。正当な理由なくこれを拒絶することができない。
- 6 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。
- 7 第 1 項の規定にかかわらず、調査委員会は、当該調査において有益かつ必要と認めるときは、調査に関連する被告発者の研究を調査の対象とすることができる。
- 8 調査委員会は、第 1 項及び前項の調査に当たって、証拠となる資料等を保全する措置をとる。
- 9 最高管理責任者は、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関等に提出するものとする。
- 10 調査に当たっては、調査対象の研究に係る公表前のデータ又は論文等の研究上若しくは技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上（告発者に情報提供を行う場合を含む。）必要な範囲外に漏洩することのないよう配慮しなければならない。

(認定)

第 19 条 調査委員会は、調査の開始後概ね 150 日以内に次の各号に掲げる事項の認定を行う。ただし、150 日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して、統括管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

- (1) 研究活動上の不正行為が行われたか否か
 - (2) 研究活動上の不正行為が行われたと認定したときは、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割
 - (3) 研究活動上の不正行為が行われていないと認定したときは、併せて告発が悪意に基づくものであったか否か
- 2 前項第 3 号の場合で、告発が悪意に基づくものであった場合に、この認定を行うにあ

たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

- 3 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 4 調査委員会は、被告発者の説明及び調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者（調査対象者）の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素の不足により、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

（調査結果の通知）

第 20 条 最高管理責任者は、前条の調査の結果を、告発者及び被告発者（被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）並びに被告発者が所属する各部長に通知する。被告発者に他機関に所属する者がある場合は、当該所属機関の長にも通知するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、最高管理責任者は、当該事案に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分機関等及び資金配分機関が文部科学省の所管である場合には文部科学省に対しても当該調査の結果を通知する。
- 3 最高管理責任者は、前条の調査の結果、当該告発等が悪意に基づくものであると認定されたときは、告発者が所属する部（他機関に所属する者であるときは、当該他機関）の長に通知する。

（不服申立て）

第 21 条 第 19 条の調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたと認定された被告発者は、前条第 1 項の通知を受けてから 30 日以内に、最高管理責任者に対し、不服申立てをすることができる。

- 2 第 19 条の調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立てにより次条の規定による再調査の結果、悪意に基づく告発等と認定された者を含む。）は、前条第 1 項の通知を受けてから 30 日以内に、最高管理責任者に対し、不服申立てをすることができる。
- 3 前 2 項の場合において、当該不服申立てをする者は、前条第 1 項の通知を受けてから 30 日の期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 4 最高管理責任者は、第 1 項の不服申立を受けたときは、その旨を告発者に通知し、及び当該事案に係る研究が他機関からの配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分機関等及び資金配分機関が文部科学省の所管である場合には文部科学省に対してもその旨を通知する。
- 5 最高管理責任者は、第 2 項の不服申立てを受けたときは、告発者が所属する各部長及び被告発者に通知し、及び告発者が他機関に所属する者であるときは当該他機関の長に、当

該事案に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分機関等及び資金配分機関が文部科学省の所管である場合には文部科学省に対してもその旨を通知する。

(不服申立ての審査及び再調査)

第 22 条 最高管理責任者は、前条第 1 項又は第 2 項の不服申立てを受けたときは、統括管理責任者に不服申立ての審査を指示し、統括管理責任者は、当該調査を行った調査委員会にて不服申立ての審査を行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合において、最高管理責任者が必要と認めるときは、当該調査委員会の委員を交代させ、もしくは追加し、調査委員会に代えて他の者に審査をさせる。但し、最高管理責任者が当該不服申立てについて、調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りではない。

2 前項の審査においては、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに審査する。

3 統括管理責任者は、前項の審査結果を、被告発者及び告発者に通知する。加えて統括管理責任者はその事案に係る配分機関等及び資金配分機関が文部科学省の所管である場合には文部科学省に報告する。この場合において、再調査を行う決定を行ったときは、被告発者に対し、第 19 条の調査結果を覆すに足る資料の提出その他当該事案の速やかな解決に必要な協力を求めるものとし、被告発者が必要な協力を行わないときは、当該調査を行わず、又は打ち切ることができる。また、再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告する。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

4 調査委員会が再調査を開始した場合は、当該不服申立てを受けた日から概ね 50 日（前条第 2 項の不服申立ての場合にあっては 30 日）以内に、調査結果を被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知する。加えて、最高管理責任者は、その事案に係る配分機関等及び資金配分機関が文部科学省の所管である場合には文部科学省に報告する。ただし 50 日以内に報告できない合理的な理由がある場合は、その理由及び報告予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

5 第 20 条各項の規定は、前項の調査結果の通知に準用する。この場合において同条第 1 項及び第 3 項の規定中「前条」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(その他の規定)

第 23 条 第 15 条から前条までに定めるもののほか、調査委員会が行う本調査及び不服申立ての審査に関し必要な事項は、調査委員会の議を経て、最高管理責任者が定める。

2 第 12 条第 3 項の規定は、第 14 条から前条までに定める調査等に関与する者に準用する。

(調査資料の提出)

第 24 条 最高管理責任者は、当該告発等に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものである場合において、当該資金配分機関から要求があるときは、当該調査に係る資料を提出し、又は閲覧させることができる。ただし、調査委員会における調査に支障がある場合その他正当な理由がある場合はこの限りでない。

(調査結果の公表等)

第 25 条 最高管理責任者は、第 19 条又は第 22 条第 4 項の調査委員会の調査結果（以下、「調査結果」という。）において、研究活動上の不正行為が行われたことが認定された場合は、速やかに次の事項を公表するものとする。

- (1) 研究活動上の不正行為に関与した者の所属及び氏名
- (2) 研究活動上の不正行為の内容
- (3) 統括管理責任者又は調査委員会が公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査委員会委員の所属及び氏名
- (5) 調査の方法、手順等
- (6) その他必要と認める事項

2 最高管理責任者は、調査結果の報告において、研究活動上の不正行為が行われていない旨の報告を受けた場合は、原則として、調査結果等の公表は行わないものとする。ただし、公表までに調査事案が外部に洩出していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。この場合において公表する内容は、不正行為は行われていないこと（論文等に故意等によるものでない誤りがあった場合は、そのことを含む。）、被告発者の所属及び氏名、調査委員会委員の所属及び氏名、調査の方法、手順等とする。

3 最高管理責任者は、調査結果の報告において、当該告発等が悪意によるものである旨の報告を受けた場合は、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

4 最高管理責任者は、前 3 項の場合において、第 19 条の調査結果に基づく公表を行うときは、第 21 条第 1 項の規定による不服申立ての期間等を考慮して行うものとする。

(調査中における一時的措置)

第 26 条 最高管理責任者は、第 15 条の本調査を行うことを決定したときは、第 19 条の調査結果の報告を受けるまでの間、当該告発等をされた研究に係る研究費の執行の停止その他必要な措置を講じることを関係者に求めることができる。

(認定後の措置)

第 27 条 最高管理責任者は、調査結果の報告において、研究活動上の不正行為が行われた旨の報告を受けた場合は、次の措置を講じるものとする。

- (1) 研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に責任を負う者として認定された者、及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下、「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずる。

(2) 被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告し、勧告を行った日から起算して14日以内に、被認定者が当該勧告に応じない場合は、その事実を公表する。

2 最高管理責任者は、調査結果の報告において、研究活動上の不正行為が行われていない旨の報告を受けた場合は、前条及び第18条第8項の証拠保全の措置その他当該告発等に基づき講じた一切の措置を解除し、及び当該事案において不正行為が行われていない旨を関係者又は関係機関に周知するなど、研究活動上の不正行為を行っていないと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

3 前2項の場合において、最高管理責任者は、調査結果について、第21条の不服申立てがあったときは、前2項により講じた措置を保留し、又は前条の措置を講じるなど、必要な措置を講じるものとする。

4 前項の措置を講じた場合において、最高管理責任者は、当該不服申立てに関し、第22条第4項の規定による調査結果の報告を受けたときは、当該報告に基づき、第1項又は第2項に定める措置及び必要に応じて第25条の規定による公表の措置を講じるものとする。

(告発者等に対する処置)

第28条 研究活動上の不正行為が行われたとの認定があった場合、最高管理責任者は、被認定者に対して、前条第1項に定める措置の他、神戸市の定める「懲戒処分の指針（以下「懲戒処分の指針」という。）」等に基づき適切な処置をとるものとする。

2 告発が悪意に基づくものと認定された場合、懲戒処分の指針等に基づき適切な処置を行う。

(不利益取扱いの禁止)

第29条 研究所に所属する全ての者は、告発等（告発等に関する相談を含む。）をしたことを理由として、当該告発者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

2 研究所に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発等があったことをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(是正措置等)

第30条 最高管理責任者は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置「(以下、「是正措置等」という。)をとるものとする。

2 最高管理責任者は、第1項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関及びその他の関係省庁に対して報告するものとする。

(実施規定)

第31条 第11条、第14条第1項、第19条及び第22条第4項の調査等期間の定めがあるものについては、可能な限り速やかに行うものとする。

(その他)

第 32 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、最高管理責任者が定める。

附則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。